

平成30年度創設 賃上げ・生産性向上のための税制 ご利用ガイドブック

対象：平成30年4月1日～平成33年3月31日に開始される事業年度

※本税制は大企業向けになります。

中小企業向けの賃上げ支援税制についてはこちらをご確認ください

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

※平成30年3月31日以前に開始された事業年度における

「所得拡大促進税制」の適用制度については、

「改訂版：平成29年度ご利用ガイドブック」をご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/pdf/29pamphlet2.pdf>

目次

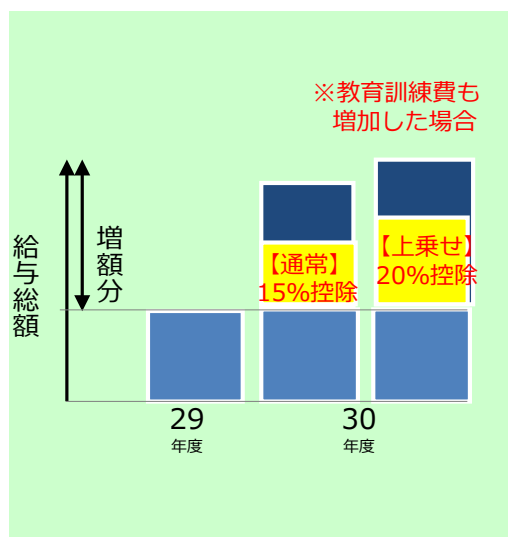
大企業向け税制改正のポイント	2
大企業向け適用要件の概要	3
制度の詳細（通常要件）	4
継続雇用者給与等支給額について	6
国内設備投資・当期償却費総額の定義	9
制度の詳細（上乗せ要件）	10
教育訓練費の定義	11
用語の説明	14
よくあるご質問	16
ホームページ・お問い合わせ先	19

大企業向け「賃上げ・生産性向上のための税制」のポイント (平成30年4月1日以降開始の事業年度)

賃上げ等を行った企業に対して、 給与等支給額の増加額の一部を 法人税から税額控除します。

※給与等支給額が前年度より増加していることが前提となります。

平成30年4月1日～令和3年3月31日
に開始される事業年度が対象



【通常の税額控除】

要件1：継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加
かつ

要件2：国内設備投資額が償却費総額の9.5割以上

※令和2年4月1日以前に始まる事業年度については9割以上

➡給与総額の前事業年度からの増加額の**15%を税額控除**

※税額控除額は法人税額の20%が上限

【税額控除の上乗せ】

上乗せ要件：教育訓練費が過去2年平均比で20%以上増加

➡給与総額の前事業年度からの増加額の**20%を税額控除**

※税額控除額は法人税額の20%が上限

（参考）旧制度からの主な変更点

■適用の要件

- 基準年度（平成24年度）の給与総額と比べて、適用年度において一定割合増加していること ➡ **廃止**
- 平均給与等支給額が前事業年度比2%以上増加
➡ **「継続雇用者給与等支給額が前事業年度比3%以上増加」に変更**
※「継続雇用者」の定義を見直し、計算方法を簡素化

■税額控除

- 基準年度からの給与総額の増加額の10%
➡ **前事業年度からの給与総額の増加額の15%(通常)/20%(上乗せ)**

大企業向け適用要件の概要

◆通常： 給与等の増加額の15%を税額控除
(ただし、控除額は法人税額の20%が上限)

👉 4ページご参照

【通常要件 1 ※必須】 👉 5～8ページご参照

継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額 (適用年度)} - \text{継続雇用者比較給与等支給額 (前事業年度)}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額 (前事業年度)}} \geq 3\%$$

【通常要件 2 ※必須】 👉 9ページご参照

国内設備投資額 が 減価償却費の9.5割以上

※令和2年4月1日以前に始まる事業年度については9割以上

$$\text{国内設備投資額 (適用年度)} \geq \text{当期償却費総額 (適用年度)} \times 0.95$$

※令和2年4月1日以前に始まる事業年度については×0.9

◆上乗せ： 給与等の増加額の20%を税額控除
(ただし、控除額は法人税額の20%が上限)

【上乗せ要件】 👉 10～13ページご参照

教育訓練費が過去2年平均比で20%以上増加

$$\frac{\text{教育訓練費 (適用年度)} - \text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 20\%$$

$$\text{比較教育訓練費} = \frac{\text{教育訓練費 (前事業年度)} + \text{教育訓練費 (前々事業年度)}}{2}$$

制度の詳細(通常要件)

◆通常： 給与等の増加額の15%を税額控除 (ただし、控除額は法人税額の20%が上限)

税額控除額

適用の要件を満たす場合、**雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%を税額控除**します。ただし、調整前法人税額の20%が上限です。
(租法42の12の5①)

国内雇用者に支払った給与等の総額について、適用年度において、前事業年度から増加した金額の15%を税額控除します。



国内雇用者 (租法42の12の5③二、租法施行令27の12の5③④)

法人の使用人のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者は含まれません。さらに詳しいことは「よくあるご質問 Q & A集」に掲載しています。

雇用者給与等支給額 (租法42の12の5③四)

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

比較雇用者給与等支給額 (租法42の12の5③五、租法施行令27の12の5⑤⑥)

前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

【税額控除の計算例】

雇用者給与等支給額 (適用年度)	110,000,000円
比較雇用者給与等支給額 (前事業年度)	100,000,000円
給与等の増加額	10,000,000円
給与等の増加額×15%	1,500,000円

例1) 調整前法人税額が8,000,000円の場合
税額控除額の上限は、
 $8,000,000円 \times 20\% = 1,600,000円$
となるため、1,500,000円の税額控除

例2) 調整前法人税額が6,000,000円の場合
税額控除額の上限は、
 $6,000,000円 \times 20\% = 1,200,000円$
となるため、1,200,000円の税額控除

制度の詳細(通常要件)

◆通常： 給与等の増加額の15%を税額控除 (ただし、控除額は法人税額の20%が上限)

適用の要件

継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額と比べて**3%**以上増加していること。

(租法42の12の5①)

継続雇用者に支払った給与等の総額について、適用年度において前事業年度と比べて**3%**以上増加していることが適用の要件です。



継続雇用者（租法42の12の5③六、租法施行令27の12の5⑬、租法施行規則20の10②）

以下の全てを満たす者を指します。

- ① 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である
- ② 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である
- ③ 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない

☞ さらに詳しい判断方法については次のページ以降に掲載しています。

継続雇用者給与等支給額（租法42の12の5③六、租法施行令27の12の5⑭）

継続雇用者に対する適用年度の給与等の支給額です。

継続雇用者比較給与等支給額（租法142の12の5③七、租法施行令27の12の5⑮）

継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額です。

ポイント

税額控除額は、「国内雇用者」の給与等支給額の前事業年度からの増加額をもとに算定しますが、税制適用の要件の判断にあたっては、「継続雇用者」の給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加しているかを確認します。



継続雇用者給与等支給額について

平均給与等支給額からの見直しのポイント

- 旧制度では、平均給与等支給額が前期よりも増加していることが要件でしたが、**平成30年度税制改正により、「継続雇用者給与等支給額が前期より増加している」**との要件に変更になりました。
- これに伴い、**期中での採用者・退職者の給与水準の影響を受けにくくなる**とともに、**計算が大幅に簡素化**されました。

【 改正前 】

① 算定対象者

- 継続雇用者（前期と当期いずれにおいても給与等を支給した月が1月以上あること）
⇒ 中途採用者や中途退職者においても、両期をまたがる場合は、在籍していた月数に応じて算定対象となる
- 当期に一般被保険者（※1）であること

② 算定対象者における算定対象月

- 算定対象者のそれぞれの期における一般被保険者であり、かつ、継続雇用制度（※2）の対象でない月

※1…雇用保険の加入対象となる者（65歳以上で雇用されている者や、1週間の所定労働時間が20時間未満の者等を除いた者）

※2…高年齢者雇用安定法による65歳までの継続雇用

【 改正後 】

以下全てを満たす者に係る給与等の支給額（継続雇用者給与等支給額）について、前期と当期において比較

- 継続雇用者（前期及び当期の全期間で給与等の支給を受ける者）であること
- 前期及び当期の全ての期間において一般被保険者であること
- 前期及び当期の全て又は一部の期間において継続雇用制度の対象となっていないこと

⇒ **両期全ての期間において一般被保険者として給与の支払を受けた従業員のみが対象となり、対象者であるかどうかの判断が容易に。**

継続雇用者給与等支給額について

継続雇用者とは

- **改正前**の計算方法では、**各従業員について、月ごとに算定対象であるかどうかを判断するため、各会社において次ページのような表を整理し、細かく算定することが必要**でした。
- **改正後**においては、「**期間内の各月において一般被保険者として給与の支給があった者**」を抽出し、**該当者に係る前期及び当期の給与総額を比較**すればよく、計算が非常に容易になりました。

※ ただし、決算期を変更したこと等により、前期と当期で月数が違う場合のみ、別途調整が必要です。

👉 18ページご参照

継続雇用者とは、以下の全てを満たす者を指します。

- ① 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である
- ② 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である
 - ※ 雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等（雇用保険法の適用除外となる者）以外は、原則として、「被保険者」となります。「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者（65歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）以外の被保険者のことをいいます。（雇用保険法60の2④一）詳細は厚生労働省またはハローワークにお問い合わせください。
 - ※ 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない
 - ※ 「継続雇用制度」対象者は、高年齢者雇用安定法に基づくものに限ります。具体的には、就業規則に「継続雇用制度」を導入している旨の記載があり、かつ雇用契約書が賃金台帳等のいずれかに、継続雇用制度に基づき雇用されている旨の記載があることが条件です。（租法42の12の5③六、租法施行令27の12の5③、租法施行規則20の10②）

前事業年度の期首から適用年度の期末までの間全ての月で給与等の支給を受けており、一般被保険者であった者（高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者は除きます）は継続雇用者となります。



継続雇用者に該当しない者の例

- 前事業年度または適用年度の途中で採用された者、退職した者
- 前事業年度または適用年度の全てまたは一部の期間において産休・育休等により休職しており、その間給与等の支給がない月があった者（「産休・育休手当」等は給与等に含まれると解されるため、注意が必要です。）。
- 前事業年度または適用年度の全てまたは一部の期間においてパート・アルバイト・時短勤務等により、雇用保険の一般被保険者でなかった者。
- 前事業年度の開始以降適用年度の終了までの間に高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となった者。

継続雇用者給与等支給額について

継続雇用者給与等支給額の算出方法

【継続雇用者給与等支給額の算出イメージ】

氏名	備 考	前事業年度(平成29年度)												適用事業年度(平成30年度)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A	28年以前より正社員													一般被保険者												継続雇用者
B	29年4月に入社													一般被保険者												継続雇用者
C	30年1月に入社																一般被保険者									非継続雇用者
D	30年6月に退社									一般被保険者																非継続雇用者
E	29年10月までアルバイト 29年11月から正社員																	一般被保険者ではない								非継続雇用者
F	29年4月よりアルバイト																		一般被保険者ではない							非継続雇用者
G	30年6月から休職(有給)																									継続雇用者
H	30年10月から産休(無給)																									非継続雇用者
I	29年9月に退社 20年4月に再雇用																									非継続雇用者
J	30年4月に60歳定年退職 30年5月から雇用継続制度																									非継続雇用者
K	30年10月に65歳定年退職 30年11月から高齢被保険者																									非継続雇用者
		黄色部分のみが対象者												黄色部分のみが対象者												
継続雇用者の給与等支給額		継続雇用者の給与等支給額(前事業年度)												継続雇用者の給与等支給額(適用年度)												

【参考：改正前の平均給与支給額の算出イメージ】

氏名	備 考	前事業年度(平成29年度)												適用事業年度(平成30年度)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A	28年以前より正社員													一般被保険者												
B	29年4月に入社													一般被保険者												
C	30年1月に入社																一般被保険者									
D	30年6月に退社									一般被保険者																
E	29年10月までアルバイト 29年11月から正社員																	一般被保険者ではない								
F	29年4月よりアルバイト																		一般被保険者ではない							
G	30年6月から休職(有給)																									
H	30年10月から産休(無給)																									
I	29年9月に退社 20年4月に再雇用																									
J	30年4月に60歳定年退職 30年5月から雇用継続制度																									
K	30年10月に65歳定年退職 30年11月から高齢被保険者																									
月ごとの算定対象者数		8人	8人	8人	8人	8人	8人	7人	8人	8人	9人	9人	9人	10人	9人	9人	8人	8人	8人	7人	6人	6人	6人	6人	6人	
		紺色が全て対象者												紺色が全て対象者												
継続雇用者の平均給与額		一般被保険者の平均給与支給額(前事業年度)												一般被保険者の平均給与支給額(適用年度)												

国内設備投資額・当期償却費総額の定義

国内設備投資額（租法42の12の5③八、租法施行令27の12の5⑯⑰）

法人が適用年度において、取得等(取得・製作・建設)をした国内資産(国内にある当該法人の事業の用に供する機械・装置等)で当該適用年度終了の日において有するものの減価償却前の取得価額の合計額です。

(1) 国内資産(国内にある当該法人の事業の用に供する機械・装置等)

- ① 国内に所在するもの、国内で使用されるもの等国内事業において使用される減価償却資産です。
国内資産に該当するかどうかは、その資産が法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定します。
以下の無形固定資産については、次の場所により内外判定します。
◇ソフトウェア：そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所（サーバーの設置場所等）
◇特許権・実用新案権・意匠権・商標権・育成者権・営業権：これらの権利が使用される場所
◇鉱業権：鉱業権に係る鉱区の所在する場所
（租通42の12の5-6）
- ② 海外からの購入、他社への貸付目的資産、中古資産も対象となります。

(2) 取得等(取得・製作・建設)

- ① 購入による取得に加え、自社製作に係る費用も対象です。
- ② 売買取引とされるリース取引も対象です。

(3) 機械・装置等

- ① 棚卸資産、有価証券、繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十三条各号(減価償却資産)に掲げるもの（建物及びその附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産、生物）。
- ② 土地・建設仮勘定は対象外です。

当期償却費総額（租法42の12の5③九）

法人が有する減価償却資産（国内外の全ての減価償却資産）につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額(前期等の償却超過額を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む)の合計額です。

償却費として損金経理をした金額とは（租通42の12の5-11）

当期償却費総額の計算における「償却費として損金経理をした金額」には、法人税基本通達7-5-1（償却費として損金経理をした金額の意義）又は7-5-2（申告調整による償却費の損金算入）の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれます。

ただし、継続して、これらの金額について「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算からもこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、この計算が認められます。

【法人税基本通達7-5-1（償却費として損金経理をした金額の意義）の概要】

税法上損金算入される減価償却費の計算の基礎となる「償却費として損金経理をした金額」には、法人が償却費の科目をもって経理した金額のほか、損金経理をした次に掲げるような金額も含まれるものとする。

◇減価償却資産の取得価額に算入すべき付随費用のうち原価外処理をした金額

◇修繕費として経理した金額のうち、税務上損金算入されなかった金額

◇減価償却資産について計上した除却損又は評価損（含む減損損失）の金額のうち損金算入されなかった金額 等

その他詳細については、「よくあるご質問 Q&A集」をご参照ください。

制度の詳細(上乗せ要件)

◆上乗せ： 給与等の増加額の20%を税額控除（5%上乗せ）

税額控除額

適用の要件を満たす場合、**雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の20%を税額控除**します。ただし、調整前法人税額の20%が上限です。
(租法42の12の5①)

適用の要件

通常要件に加えて、適用年度における教育訓練費の額が**過去2年における教育訓練費の額の平均値**と比べて**20%以上増加していること**
(租法42の12の5①)

教育訓練費（租法42の12の5③十、租法施行令27の12の5⑱、租法施行規則20の10③④⑤）

所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で一定のものを指します。

👉 詳しくは、次ページ以降に掲載しています。

比較教育訓練費の額（租法42の12の5③十一）

適用年度より前二年以内に開始した各事業年度に損金算入される教育訓練費の平均額です。

ポイント

上乗せ措置の適用を受ける場合、通常要件に加え、教育訓練費増加要件を満たす必要があります。

また、教育訓練費増加要件においては
「適用年度の教育訓練費の額」と「過去2年の教育訓練費の額の平均値」
を比べる必要があります。

教育訓練費の詳しい内容については、次のページ以降をご覧ください。



教育訓練費の定義

教育訓練の対象者（租法42の12の5③十）

当該法人のその事業に係る国内雇用者。ただし、以下の者は対象外です。

- (1) 当該法人の役員
- (2) 使用人兼務役員
- (3) 当該法人の役員と特殊関係のある者（①役員の親族、②事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③役員から生計の支援を受けている者、④ ②又は③と生計を一にする親族）
- (4) 内定者等の入社予定者（国内雇用者ではないため対象外となります。）

対象となる教育訓練費の範囲（租法42の12の5③十、租法施行令27の12の5⑩、租法施行規則20の10③④⑤）

（1）法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）

- ① 法人がその国内雇用者に対して、外部から講師又は指導員（以下「外部講師等」）を招聘し、講義・指導等の教育訓練等を自ら行う費用であること。
 - ⇒ 講義・指導等の内容は、大学等の教授等による座学研修や専門知識の伝授のほか、技術指導員等による技術・技能の現場指導などを行う場合も対象となります。
 - ⇒ 招聘する外部講師等は、当該法人の役員又は使用人以外の者であること。
（当該法人の子会社、関連会社等のグループ企業の役員又は使用人でも可）
 - ⇒ 外部の専門家・技術者に対し、契約により、継続的に講義・指導等の実施を依頼する場合の費用も、対象となります。
- ② 外部講師等に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類する費用であること。
 - ⇒ 講義・指導の対価として外部講師等に支払う報酬等。（なお、外部講師等の個人に対して報酬等を直接支払った場合に限らず、法人から講師等の派遣を受けその対価をその法人に支払った場合の費用も対象となります。）
 - ⇒ 講義・指導等の対価として支払う報酬等に限り、当該法人等が負担する外部講師等の招聘に要する費用（交通費・旅費（宿泊費、食費等を含む））も対象となります。
- ③ 法人等がその国内雇用者に対して、施設、設備その他資産（以下「施設等」）を賃借又は使用して、教育訓練等を自ら行う費用であること。
 - ⇒ 当該法人の子会社、関連会社等のグループ企業の所有する施設等を賃借する場合も対象となります。
 - ⇒ その施設等が普段は生産等の企業活動に用いられている場合であっても、賃借して使用する者が、教育訓練等を行うために賃借等する場合は対象となります。
- ④ 施設・備品・コンテンツ等の賃借又は使用に要する費用であること。
 - ⇒ 施設・備品等の賃借又は使用の対価として支払う費用（使用料、利用料、賃借料、借上料、レンタル料、リース料等）であること。教育訓練等のために使用されている契約期間であれば、その実際の使用期間に制約されません。
【「施設、設備・コンテンツ等」の主な例示】
 - ◇ 施設の例：研修施設、会議室、実習室等
 - ◇ 設備の例：教育訓練用シュミレーター設備等
 - ◇ 器具・備品の例：OHP、プロジェクター、ホワイトボード、パソコン等
 - ◇ コンテンツの例：コンテンツDVD、e-ラーニング内のコンテンツ
- ⑤ 教育訓練等に関する計画又は内容の作成について、外部の専門知識を有する者に委託する費用

（2）他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費）

- ① 法人等がその国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のため、他の者に委託して教育訓練等を行わせる費用であること。
 - 【「他の者」の主な例示】
 - ◇ 事業として教育訓練を行っている外部教育機関（民間教育会社、公共職業訓練機関、商工会議所等）
 - ◇ 上記以外の一般企業
 - ◇ 当該法人の子会社、関連会社等グループ内の教育機関、一般企業
（当該法人と連結完全支配関係にある連結法人を含む）
- ② 教育訓練等のために他の者に対して支払う費用（講師の人件費、施設使用料等の委託費用）であること。

教育訓練費の定義

（３）他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費）

- ① 法人等がその国内雇用者の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のため、他の者が行う教育訓練等に当該国内雇用者を参加させる費用であること。
- ⇒ 法人等がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等（研修講座、講習会、研修セミナー、技術指導等）に参加させる費用であること。
- ⇒ 法人等が直接又は間接に（国内雇用者を通じて）他の者に対し支払う費用であること。（当該国内雇用者が費用の一部を負担する場合は、その負担された金額を教育訓練費から控除する。）
- ② 他の者が行う教育訓練等に対する対価として当該他の者に支払う授業料、受講料、受験手数料その他の費用であること。
- ⇒ 教育訓練等の講座等（研修講座、講習会、研修セミナー、技術指導等）の授業料、受講料、参加料、指導料等、通信教育に係る費用等（受験手数料は、教育訓練等の一環として各種資格・検定試験が行われる場合に対象となります。）
- ⇒ 法人等がその国内雇用者を国内外の大学院コース等に参加させる場合に大学院等に支払う授業料等聴講に要する費用、教科書等の費用（所得税法上、学資金等として給与に該当するものを除く。）

対象とならない費用

- （１） 法人等がその使用人又は役員に支払う教育訓練中の人件費、報奨金等
- （２） 教育訓練等に関連する旅費、交通費、食費、宿泊費、居住費（研修の参加に必要な交通費やホテル代、海外留学時の居住費等）
- （３） 福利厚生目的など教育訓練以外を目的として実施する場合の費用
- （４） 法人等が所有する施設等の使用に要する費用（光熱費、維持管理費等）
- （５） 法人等の施設等の取得等に要する費用（当該施設等の減価償却費等も対象となりません）
- （６） 教材の購入・製作に要する費用（教材となるソフトウェアやコンテンツの開発費を含む）
- （７） 教育訓練の直接費用でない大学等への寄附金、保険料等

教育訓練費の明細書の記載事項（租法施行令27の12の5⑨、租法施行規則20の10⑥）

- （１） 教育訓練等の実施時期：「年月」は必須、「日」は任意で記載
- （２） 教育訓練等の実施内容：教育訓練等のテーマや内容及び、実施期間
- （３） 教育訓練等の受講者：教育訓練等を受ける予定、または受けた者の氏名等
- （４） 教育訓練費の支払証明：費用を支払った年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称が明記された領収書等

【明細書のイメージ】 ※様式自由のためあくまでもイメージ

明細書イメージ(平成30年度分)					
No.	実施時期	内容及び実施期間	受講者・対象者	支払証明	支払額(税込)
1	平成30年5月	AI技能研修(5日間)	名簿(別添1)	領収書(別紙1)	¥200,000
2	平成30年6月	生産システム研修(1週間)	名簿(別添2)	領収書(別紙2)	¥400,000
3	平成30年8月	管理職マネジメント研修(1日)	名簿(別添3)	領収書(別紙3)	¥100,000
4	平成30年8月	IoTシステム研修(1ヵ月)	名簿(別添4)	領収書(別紙4)	¥600,000
5	平成30年9月	留学受講費補助(半年間)	名簿(別添5)	領収書(別紙5)	¥10,000,000
合計					¥11,300,000

(参考)比較教育訓練費の計算方法について

比較教育訓練費の額は、「適用年度の前事業年度及び前々事業年度の教育訓練費の額の平均額」となりますが、比較教育訓練費について、外部講師等の報酬や旅費、教育訓練等を行うための施設や備品等の賃借料など、教育訓練費に該当するものと該当しないものを区分して管理又は会計処理がされていなかった場合が考えられます。そのような場合において、平成28年度、平成29年度の教育訓練費を用い比較教育訓練費の額を計算する際には、当該年度分の教育訓練費について、教育訓練費を包含する費用について企業実態に即した合理的な方法により計算することも認められます。

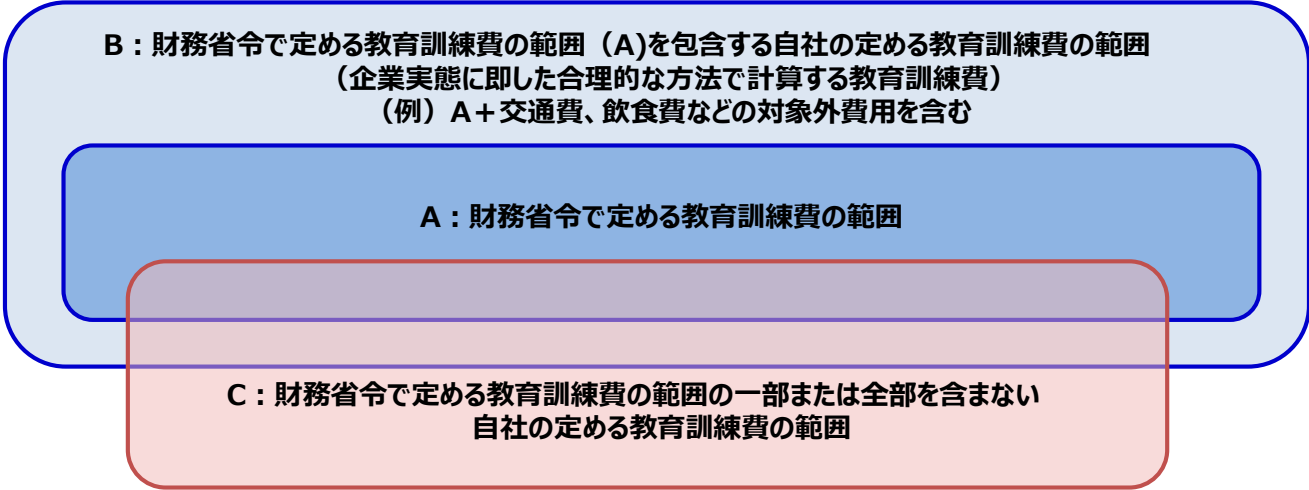
ただし、適用年度の教育訓練費の額の計算については、財務省令に定める教育訓練費により計算する方法以外は認められませんのでご注意ください。

教育訓練費と比較教育訓練費の算出方法

【ケース1】 比較教育訓練費を財務省令に厳密に従って計算する方法
比較教育訓練費は、財務省令で定める教育訓練費の範囲（イメージ図のA）で計算。

【ケース2】 比較教育訓練費を企業実態に即した合理的な方法で計算する方法
比較教育訓練費は、財務省令で定める教育訓練費の範囲を包含する自社の定める教育訓練費の範囲（イメージ図のB）で計算することが可能。ただし、平成28年度、平成29年度の比較教育訓練費のみ当該方法での計算が可能です。財務省令で定める教育訓練費の範囲の一部または全部を含まない自社の定める教育訓練費の範囲（イメージ図のC）で計算することは認められません。

※イメージ図



<適用年度毎の教育訓練費及び比較教育訓練費の計算例>

適用年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
教育訓練費	平成30年度のA	平成31年度のA	平成32年度のA
比較教育訓練費	平成28年度のAもしくはB と 平成29年度のAもしくはB の平均値	平成29年度のAもしくはB と 平成30年度のA の平均値	平成30年度のA と 平成31年度のA の平均値

（注）平成30年度に本税制を適用し平成31年度にも本税制を適用する場合で、平成30年度適用時に平成29年度の教育訓練費の額を（A）で算出した場合は、平成31年度の適用における平成29年度の教育訓練費の額は（A）となります。過年度に（A）を計算した場合は、（B）は使用できません。

用語の説明

国内雇用者とは（租法42の12の5③二、租法施行令27の12の5④）

法人の使用人のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者です。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者は含まれません。

役員とは（法法25、法令7）

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

特典関係者とは（租法施行令27の12の5③）

法人の役員の親族を指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者等も特典関係者に含まれます。

給与等とは（租法42の12の5③三）

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(給与所得となる給与)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。ただし、賃金台帳に記載された支給額(所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をしている場合は、その計算が認められます。（租通42の12の5-1の2）

雇用者給与等支給額（給与総額）とは（租法42の12の5③四）

適用年度の「全ての国内雇用者」に支払った給与等の総額です。継続雇用者に限定されません。

比較雇用者給与等支給額とは（租法42の12の5③五、租法施行令27の12の5⑤⑥）

比較雇用者給与等支給額とは、適用年度の前事業年度の雇用者給与等支給額をいいます。なお、前事業年度の月数と適用年度の月数とが異なる場合は、「よくあるご質問 Q & A 集」をご参照ください。

給与等の増加額とは（租法42の12の5④）

給与等の増加額 = 雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額

継続雇用者とは（租法42の12の5③六、租法施行令27の12の5⑬、租法施行規則20の10②）

以下の全てを満たす者です。

- ①前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である
- ②前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である
- ③前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない

用語の説明

継続雇用者給与等支給額とは（租法42の12の5③六、租法施行令27の12の5⑭）

雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に係る金額を指します。

👉 詳しくは、6～8ページ「継続雇用者給与等支給額について」をご参照ください。

一般被保険者とは（雇用保険法60の2①一）

雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等（雇用保険法の適用除外となる者）以外は、原則として、「被保険者」となります。

「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者（65歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）以外の被保険者のことをいいます。

詳細は厚生労働省またはハローワークにお問い合わせください。

継続雇用者比較給与等支給額とは（租法42の12の5③七、租法施行令27の12の5⑮）

適用年度の前事業年度における継続雇用者給与等支給額です。

なお、前事業年度の月数と適用年度の月数とが異なる場合は、「よくあるご質問 Q & A 集」をご参照ください。

国内設備投資額とは（租法42の12の5③八、租法施行令27の12の5⑯⑰）

法人が適用年度において、取得等(取得・製作・建設)をした国内資産(国内にある当該法人の事業の用に供する機械・装置等)で当該適用年度終了の日において有するものの減価償却前の取得価額の合計額です。

👉 詳しくは、9ページ「国内設備投資額・当期償却費総額の定義」をご参照ください。

当期償却費総額とは（租法42の12の5③九）

法人が有する減価償却資産（国内外の全ての減価償却資産）につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額(前期の償却超過額を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む)の合計額です。

👉 詳しくは、9ページ「国内設備投資額・当期償却費総額の定義」をご参照ください。

教育訓練費の額とは（租法42の12の5③十、租法施行令27の12の5⑱、租法施行規則20の10③④⑤）

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものです。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などを指します。

👉 詳しくは、11～12ページ「教育訓練費の定義」をご参照ください。

比較教育訓練費の額とは（租法42の12の5③十一）

適用年度の前年度及び前々年度に損金算入される教育訓練費の平均額です。

なお、前々年度・前年度・適用年度の月数が異なる場合は、「よくあるご質問 Q & A 集」をご参照ください。

よくあるご質問

Q 1. 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要はあるか。

A 1. 税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

Q 2. 雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額・継続雇用者給与等支給額・継続雇用者比較給与等支給額における月数調整や、継続雇用者の判定において、月数が1カ月に満たない端数が発生した場合にはどうするのか。

A 2. 1ヵ月とします。

Q 3. 一時的に海外で働いている者等は国内雇用者に該当するのか。

A 3. 国内雇用者の要件は「使用人のうち国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者」であることです。そのため、海外に長期出張等をしていた場合でも、国内の事業所で作成された賃金台帳に記載され、給与所得となる給与等の支給を受けている方は、海外で勤務をしても国内雇用者に該当します。

Q 4. 出向先法人における出向者はどのように取り扱えばよいか。

A 4. 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、出向先法人が支給する当該給与負担金の額は、雇用者給与等支給額に含まれます。(逆に、出向先法人の賃金台帳に記載が無い場合は、当該給与負担金の額は出向先法人の雇用者給与等支給額には含まれません。)

Q 5. 合併・分割した場合は適用できるか。

A 5. 要件を満たせば適用可能です。基本的に、適用年度の雇用者給与等支給額と比較するので、比較雇用者給与等支給額は雇用者給与等支給額に合わせる形で調整します。したがって、合併における比較雇用者給与等支給額の計算は、適用年度の合併によって増加した被合併法人に係る給与等支給額に相当する分を加算調整します。一方で、分割における比較雇用者給与等支給額の計算は、適用年度の分割によって減少した切り離された事業の国内雇用者に係る給与等支給額に相当する部分（分割に伴い移転した従業員の数に基づいて計算）を減算調整します（分割承継法人の場合は加算調整）。また、適用年度における合併・分割に係る新設法人は適用できません。

Q 6. 給与の支給対象月と支給月が異なる場合、例えば支給月が支給対象月の翌月となっている場合において、継続雇用者はどのように判断すれば良いか。

A 6. 継続雇用者とは、適用年度およびその前事業年度の各月分の給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。したがって、支給月が支給対象月の翌月となっている場合には、支給対象月が適用年度である当期と前期の全ての月分あるかどうかにより判断することになります。

Q 7. 未払給与、前払給与はどの事業年度の雇用者給与等支給額に含まれるのか。

A 7. 未払給与は、計上時に損金算入されるものなので、その計上時、すなわち損金算入時の事業年度の「雇用者給与等支給額」に含まれます。これに対して前払給与は、計上時には損金算入されないものの、その後に損金算入される事業年度の「雇用者給与等支給額」に含まれることとなります。

その他のご質問に関しては、「よくあるご質問 Q&A集」をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/30pamphletQA.pdf>

よくあるご質問

【適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合】

決算期の変更や前事業年度が設立初年度である場合など、適用年度と前事業年度で月数が異なる場合は、税額控除の算定基礎となる「雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額」及び税制適用の要件の計算に係る「継続雇用者給与等支給額・継続雇用者比較給与等支給額」のそれぞれについて調整の必要があります。

■ 雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額の調整

雇用者給与等支給額は4ページに記載しているとおりで調整しませんが、比較雇用者給与等支給額において調整します。

比較雇用者給与等支給額の計算

1 前事業年度の月数が適用年度の月数を超える場合

➡ 前事業年度における国内雇用者の給与等支給額 × 適用年度の月数 / 前事業年度の月数
(租法施行令27の12の5⑤一、⑥一)

例：前事業年度12月、適用年度6月の場合

→ 前事業年度における国内雇用者の給与等支給 × 6 / 12

2 ① 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合（前事業年度が6月に満たない場合）

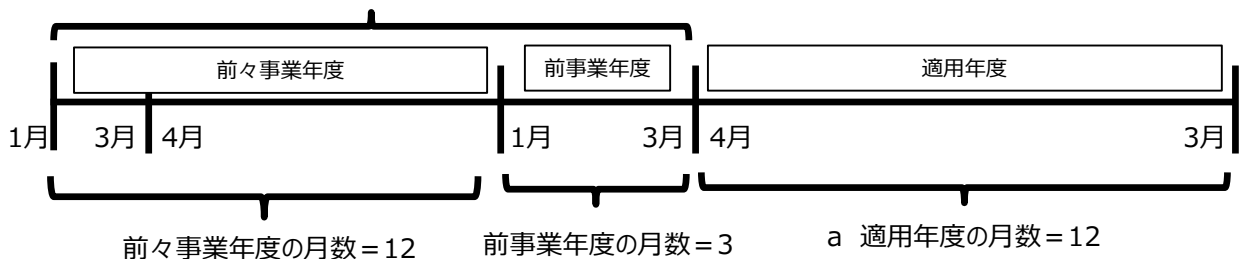
➡ $A \times B$

A) 適用年度の開始の日の前日～過去1年（適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度に係る国内雇用者の給与等支給額の合計額

B) a 適用年度の月数 / b 適用年度の開始の日の前日～過去1年（適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度の月数
(租法施行令27の12の5⑤二イ、⑥二イ)

例：前事業年度3月（1-3月）、適用年度12月（4-3月）の場合 ※下図参照

b 適用年度の開始の日の前日～過去1年以内に終了した各事業年度の月数 = 15



→ bの期間中の国内雇用者の給与等支給額 × (a=12) / (b=12 + 3)

2 ② 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合（前事業年度が6月以上の場合）

➡ 前事業年度における国内雇用者の給与等支給額 × 適用年度の月数 / 前事業年度の月数
(租法施行令27の12の5⑤二ロ、⑥二ロ)

例：前事業年度6月、適用年度12月の場合

→ 前事業年度における国内雇用者の給与等支給 × 12 / 6

よくあるご質問

【適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合（前のページの続き）】

■ 継続雇用者給与等支給額・継続雇用者比較給与等支給額の調整

1 前事業年度の月数が適用年度の月数を超える場合

（１）継続雇用者

➡ 以下の①②の期間における各月分の給与等の支給があり、雇用保険一般被保険者であり、高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者でない国内雇用者

① 適用年度

② 前事業年度のうち、前事業年度の終了の日を期間の終了日とする適用年度に相当する期間（租法施行令27の12の5⑬二ロ）

例：前事業年度12月、適用年度 6 月の場合

→ 対象となる期間は、適用年度 6 月及び前事業年度のうち期末より 6 月（適用期間と同月数遡った期間）

（２）継続雇用者給与等支給額

➡ 適用年度における継続雇用者の給与等支給額（租法施行令27の12の5⑭）

（３）継続雇用者比較給与等支給額

➡ 1 （１）②における継続雇用者の給与等支給額（租法施行令27の12の5⑮三）

2 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合

（１）継続雇用者

➡ 以下の①②の期間における各月分の給与等の支給があり、雇用保険一般被保険者であり、高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者でない国内雇用者

① 適用年度

② 適用年度開始の前の日～過去 1 年（適用年度が 1 年に満たない場合は適用年度の期間）の期間

※ただし、②の間に設立されている場合は設立の日から適用年度開始の前の日まで

（租法施行令27の12の5⑬二イ）

例：前々事業年度 1 2 月、前業年度 6 月、適用年度12月の場合

→ 対象となる期間は、適用年度12月及び前事業年度 6 月、前々事業年度のうち期末より 6 月（適用期間と同月数遡った期間）

（２）継続雇用者給与等支給額

➡ 適用年度における継続雇用者の給与等支給額（租法施行令27の12の5⑭）

（３）継続雇用者比較給与等支給額

➡ $2 \text{（１）②における継続雇用者の給与等支給額} \times \text{適用年度の月数} / 2 \text{（１）②の月数}$ （租法施行令27の12の5⑮二）

ホームページ・お問い合わせ先

■ 税制ホームページのご案内

中小企業向け 所得拡大促進税制ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

WEBで検索

中小企業庁 所得拡大促進税制

検索



大企業向け 賃上げ・生産性向上のための税制ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

WEBで検索

賃上げ・生産性向上のための税制

検索



明細書の記入方法等、税務手続きに関するご質問は、
近隣の税務署・労務局・ハローワーク等、下記までお問い合わせください。
また関係条文については、以下でご案内しております。

【よくあるご質問 Q & A 集】

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/30pamphletQA.pdf>

【国税庁：税についての相談窓口】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>

【ハローワーク】

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

【租税特別措置法】給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332AC0000000026#570